

令和3年度 第9回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和3年 12月23日 (木)			
開 催 場 所	今帰仁村役場 第1会議室			
開 催 日 時	令和3年 12月23日 午後 1時 32分 開 会			
	令和3年 12月23日 午後 4時 4分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠 席 委 員 番 号				
議 事 録 署 名 委 員	2 番	平安山 良也	3 番	與那嶺 清

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第9回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思います。異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、2番 平安山 良也（へんざん よしや）委員、3番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業者年金チラシの配布 報告3 その他の報告
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第55号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第56号 非農地証明願いについて 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第58号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について 以上です。 本日の提案された議案第54号から第58号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが14件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。

	休憩 再開	午後 1時 36分 午後 2時 55分
議長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>それでは私のほうから議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページから3ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>	
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。</p>	
	(質疑なし)	
議長	<p>議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>	
	(異議なしの声あり)	
議長	<p>議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係の内容を説明)</p>	

		事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第55号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第56号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから議案第56号「非農地証明願いについて」説明いたします。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第56号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。
委	員	整理番号2番は復帰前からのものになりますか。
事	務	局
		復帰後から20年以上駐車場として利用されています。
委	員	非農地申請は判断を厳しくしているので、なるべく役場の手続きは問題がないよう進めてください。

議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第56号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第56号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第57号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年12月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第57号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年12月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第57号整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和3年12月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第57号整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、令和3年12月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第57号整理番号5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について説明いたします。</p>

	<p>(議案書に基づいて議案第57号整理番号6番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については、令和3年12月16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第57号整理番号7番について内容を説明)</p>

		事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については、令和3年12月16日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、申請地は今年6月頃に出された申請と同じように字の財産区を進入する所です。字の規約にあるように区長の判断ではなく、字全体での総会の中で決定が必要だと思しますので、皆様のご意見をよろしくお願いします。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委	員	本申請は隣接地にある前回審議した案件と関連するもので、申請書の中では単独の駐車場となっていますが、一体的利用する考えもあるそうです。また字の同意についても、地域への説明も十分にされておらず、字からの同意も新たに取っているわけでもありません。今後開発していくうえで地域からの反対の声も考えられることから、転用の確実性が難しいと思います。地域への説明を行ったうえで、申請者へは開発していくよう指導した方がいいのではないかと…。慎重に取り扱う必要があると思います。採決については多数決で決めた方がいいのでは？
議	長	では、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については、多数決で採決を取りたいと思います。可決という方は挙手をお願いします。
		挙手 可決 0人 ・ 否決 7人
議	長	多数決の結果、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については、否決ということで異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については否決といたします。</p> <p>続きまして議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第57号整理番号8番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番については、令和3年12月16日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。なお、本議案には1番 米須 清和（こめす きよかず）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。最初に、重要変更3-7番について審議・採決を行います。米須 清和委員は退席をお願いします。</p> <p>（米須 清和委員退席）</p> <p>米須 清和委員が退席されましたので、議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-7番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-7番について説明いたします。</p> <p>（議案書読み上げ）</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは資料確認のため、休憩します。</p>
	<p>休憩 午後 3時 40分 （資料確認及び議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-7番について説明） 再開 午後 3時 44分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-7番について質疑はございませんか。</p>

	(質疑なし)
議長	議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-7番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-7番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(米須 清和委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-8番及び3-9番について議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-8番及び3-9番について説明いたします。</p> <p>(議案書読み上げ)</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
議長	それでは資料確認のため、休憩します。
	<p>休憩 午後 3時 51分</p> <p>(資料確認及び議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-8番及び3-9番について説明)</p> <p>再開 午後 3時 56分</p>
議長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-8番及び3-9番について質疑はございませんか。

委 員	農振に編入する申請について現況地目が原野になっていますが、畑でないと意味がないのでは？
事 務 局	申請地については現場確認をしましたが、原野に近いが耕せばすぐ畑として利用できる土地でした。
委 員	では現況地目を畑にした方がいいのでは？原野のままだとよろしくないかと。
事 務 局	では現況地目を原野から畑に修正お願いします。
議 長	よろしいでしょうか。議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-8番及び3-9番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第58号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更3-8番及び3-9番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

